

京都市告示第469号

道路整備特別措置法第8条第1項第9号の規定に基づき、平成23年3月7日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債権返済機構が京都市に代わって次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、道路法第18条第1項の規定に基づき、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年3月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
高速道路2号線	伏見区深草西川原町2番地の6地先から同区竹田向代町川町29番地の2地先まで	メートル 1,752.20	メートル 10.00 ~ 68.00

(建設局土木管理部道路明示課)